

市川市建設工事等随意契約実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事、製造の請負、工事に関連する業務委託及び建築物の建築を伴う賃貸借（以下「建設工事等」という。）における随意契約の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象建設工事等)

第2条 対象とする建設工事等は、一般競争入札及び指名競争入札に適しないと認められ、かつ、市川市随意契約ガイドラインに適合すると認められるものとする。

(随意契約予定業者の選定方法等)

第3条 随意契約予定業者の選定方法は、市川市建設工事等資格要件等設定要領の規定を準用して行うものとする。

- 2 設計金額が5千万円を超える建設工事等の随意契約予定業者は、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱第2条第1項第3号の規定に基づき、市川市建設工事等請負業者資格審査会が決定するものとする。
- 3 設計金額が5千万円以下の建設工事等の随意契約予定業者は、契約課長と協議を行い、所管の部長又は課長が決定するものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合は、契約課長との協議を要しない。

(通知等)

第4条 随意契約予定業者と決定した者には、緊急の場合を除き、原則として見積依頼書（様式第1号）により見積りを依頼するものとする。

- 2 前項の随意契約予定業者の選定数は、2人以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人とする。
 - (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
 - (2) 2人以上から見積書を徴することが適当でない時。
 - (3) 市の積算基準等に基づき設計金額の算定を行い、他者との比較が必要ないと認められるとき。

(予定価格の設定)

第5条 予定価格の設定者は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例による。

(見積書の提出期間)

第6条 見積書（様式第2号）の提出期間は、第4条第1項の規定に基づく見積依頼日の翌日から起算することとし、次に定める日数とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 1件の予定価格が500万円未満の場合 1日以上
 - (2) 1件の予定価格が500万円以上5千万円未満の場合 10日以上
 - (3) 1件の予定価格が5千万円以上の場合 15日以上
- 2 見積書の提出は、郵送又は持参の方法により行うものとする。

(内訳書の提出)

第7条 見積合せの際には、見積書の提出とともに内訳書を提出させるものとする。

(契約金額)

第8条 契約金額は、予定価格の制限の範囲内の金額とする。

(請負業者の決定)

第9条 所管課長は、予定価格の制限の範囲内において、見積書を提出したもののうちから請負業者を決定し、速やかに契約を締結する旨を通知するものとする。

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第10条 請負業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負業者の決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知(様式第3号)するものとする。

(契約内容の公表)

第11条 請負業者が決定した後は、直ちに次の事項を公表するものとする。(1件当たりの設計金額が250万円を超える場合に限る。)

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 請負業者名
- (4) 請負金額
- (5) 見積合せ参加者
- (6) 見積金額
- (7) 予定価格
- (8) 調査基準価格
- (9) 工事担当課

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

見積依頼書

様

市川市長

下記の件につき、見積もりを依頼します。

記

1 件 名

2 施行場所
(納入)

3 施行期間 年 月 日から

年 月 日まで

4 見積内容

5 見積書の提出方法

問い合わせ先

市 川 市 長

所 在 地
名 称
代 表 者 名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： _____

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 特定の建設工の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。